

学校危機管理マニュアル

令和8年度版

令和8年4月1日改訂

学校の防犯及び防災計画

I 事前の危機管理

II 発生時の危機管理

- (1)避難経路図
- (2)火災・地震・不審者侵入時の基本的な避難順序
- (3)火災・地震・不審者進入時の児童心得
- (4)風水害の対策
- (5)緊急時の集団登校・下校
- (6)対応【地震】
- (7)対応【児童の行方不明時】
- (8)対応【事件発生時】
- (9)対応【風水害時】
- (10)対応【落雷事故未然防止】
- (11)対応【Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン】
- (12)体育等活動における熱中症防止について

重大事件事故発生時の救急および緊急体制

III 事後の危機管理

- (1)対策本部の設置
- (2)引き渡しと待機

枚方市立川越小学校

学校の防犯及び防災計画

I 事前の危機管理

(1) 目標

- ①防災計画に従って、速やかに判断し、行動できるようにする。
- ②定期的に安全指導や避難訓練を行い、突発的な災害に備える。
- ③常に身の回りを整備し、防災施設・ガス、水道止水栓等・地区連絡網を確認しておく。
- ④児童の避難と安全確保に備える。

(2) 体制整備

- 総指揮 学校長
- 避難誘導 学級担任
- 消火(救出)班 安全防災担当教諭指揮のもとに男性職員
- 重要書類搬出班 教頭指揮のもとに事務職員
- 救護班 養護教諭指揮のもとに女性職員
- 報知、連絡班 教頭

(3) 準備・点検

- 年度初め避難経路図を各教室に提示
- 学期ごとに防災器具点検
- 非構造部材点検（6月）
- 平常時安全点検
 - 防災器具点検(学期ごと)・・・安全部担当教諭
 - 各教室、廊下、防火用水・・・各担任
 - 特別教室・・・・・・・・・・各担当者
 - 保健室・・・・・・・・・・養護教諭
 - 校長室、職員室・・・・・・・・教頭
 - 校務員室・・・・・・・・・・校務員

(4) 災害避難訓練計画

- ①対象災害種別 火災・風水害・地震・不審者侵入
- ②避難訓練計画
 - 1 学期（5月）「不審者侵入対応」、
 - 2 学期（9月）「大阪880万人訓練」、（11月）「火災発生想定」
 - 3 学期（1月）「地震発生想定」

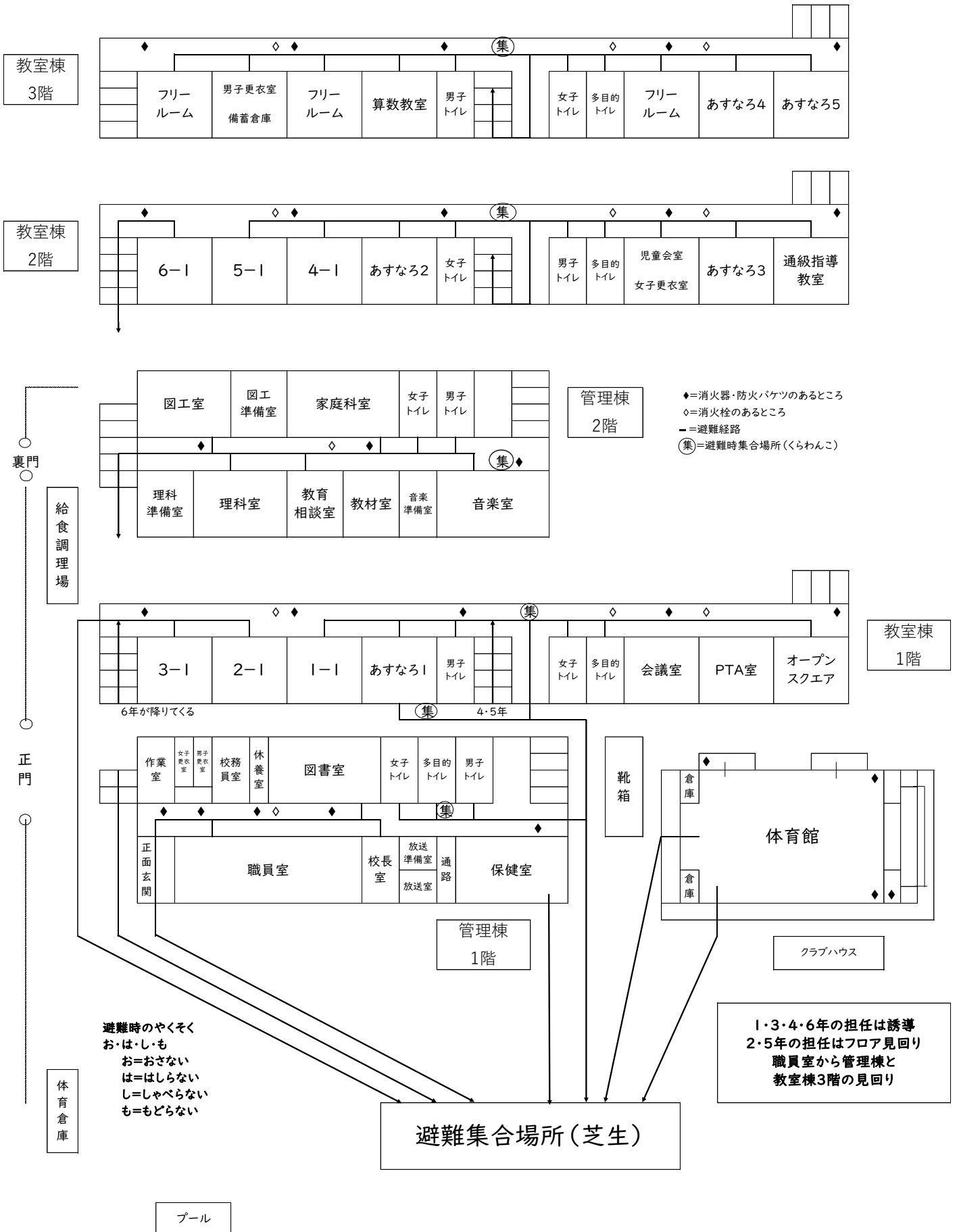
(5) 教職員研修

- （4月） 救急救命講習
- （5月） 不審者対応訓練

II 発生時の危機管理

(1) 避難経路

令和8(2026)年度 避難経路



(2)火災・地震・不審者侵入時の基本的な避難順序

- ①児童の在校中に災害および不審者の侵入等が発生したら、火災報知機・放送機器等により、発生場所を通報する。
- ②校長・教頭は、出火場所・侵入者の動向等を考えて、避難経路・避難場所の変更を指示する。
- ③校務員は、必要に応じて直ちに各出口を開放する。
- ④通報と同時に作業をやめる。
- ⑤児童数確認（出席簿持ち出し）
- ⑥避難指示が出たら、窓を閉め前後の出口を開ける。
- ⑦出口に近い者から廊下に出て2列に並ぶ。
- ⑧避難（上靴のまま、おさない はしらない しゃべらない の約束）
- ⑨学級担任および当該教職員は、プール前に誘導、学級ごとに整列し点呼。
- ⑩点呼の結果報告
- ⑪担任以外の教職員・人員報告の済んだ担任は、各任務につく。
- ⑫避難した児童は、校長の指示による帰宅措置がとられるまで帰宅しない。

(3) 火災・地震・不審者進入時の児童心得

- ①あわてない
- ②担任の指示をよく聞く
- ③避難中、口はしっかり閉じる
- ④何も持たない
- ⑤上靴のまま
- ⑥教室は、前後の出入り口から（あらかじめ指示しておく）
- ⑦校舎内は絶対走らない
- ⑧教室に戻ったり、落とし物を拾ったりしない
- ⑨避難場所に着いたら、静かに、速く、学級ごとに整列する

(4)風水害の対策

- ①台風が接近した場合、予報に注意し、学校長の指示により登校中止あるいは下校の措置をとる。
- ②下校の必要のある場合は、保護者引渡しの対応とする。

(5)緊急時の集団登校・下校

●集団登校

- ①立ち当番箇所（ぐるぐる坂・88階段・天の川横・茄子作東町住宅付近・釈尊寺横）
- ②地区の班数、班長数等を確認

●集団下校

- ①地区ごとに運動場等に集合
- ②地区担当者が人員確認して、それぞれの地区まで同行する
- ③学校待機児童は、図書館に集める（長時間の場合）

※支援学級在籍児童の把握、留守家庭児童会児童の把握

(6)対応【地震】

児童の安全確保	児童への対応	教職員
地震発生時	机の下にもぐるなど姿勢を低くし頭部及び身体の保護	冷静な判断、児童への的確な指示 児童のパニック防止のための指示 校内放送の指示を聞く、出口の確保
揺れがおさまる避難場所決定と指示	安全確認ができるまでその場を動かさず、身体の保護を維持	火災等の二次災害の防止 児童の確認、負傷者の確認 校内放送等の避難指示の内容を的確に把握する
避難誘導	お・・・おさない は・・・はしらない し・・・しゃべらない も・・・もどらない の徹底	避難誘導、負傷者の搬送などは相互に教職員の協力・連携を行う 人数確認・負傷の程度の確認 トイレ・特別教室等に児童が残っていないかの確認 児童名簿の携帯(教頭)
避難後の対応	気持ちを落ち着かせ、話を聞ける状態をつくる	迅速な人員点呼と安否の確認 負傷者の確認と応急手当 関係機関との連絡、救急車等の連絡
学校災害対策本部の設置		
保護者の連絡 引き渡し		児童の保護者への直接引き渡し 保護者と連絡が取れない場合は学校で待機

《震度5弱以上の地震が発生した場合》

- ① 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となる。
(市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報を確認する)
- ② 家庭内での身を守る場所や、登下校中に地震が発生した時の一時避難できる安全な場所の確認をする。
- ③保護者への引き渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて対応する。

状況	震度5弱以上の地震が発生
登校前	<u>臨時休業</u> ※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。
登校中	児童は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難 揺れがおさまった後、原則として登校
在校時	地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 <u>⇒以降、臨時休業</u> (保護者へ連絡後、引き渡し)
下校中	児童は危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難 揺れがおさまった後、原則として自宅へ

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に地震が発生し、学校が臨時休業した場合、留守家庭児童会室は臨時休室となる。
- ②留守家庭児童会室在室時に地震が発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とする。
- ③三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日に)に発生した場合も上表に準じた対応。

(7)対応【児童の行方不明時】

①学校管理下での行方不明時

イ) 判明時すぐに教頭（または校長）に連絡

ロ) 第一次行動（校内捜査）

教頭の指示のもと、担任及び職員室にいる教職員が校内を手分けして探す。

ハ) 第二次行動（校区及び周辺捜査）

学校近辺捜査・・・全職員の半数があたる

捜査分担 a 釈尊寺・茄子作・東藤田方面・・・・・・・・・・低、担外

b 村野団地方面・・・・・・・・・・・・・・・・・・中、担外

c 天野川べり・・・・・・・・・・・・・・・・・・高、担外

各学年教師1名は校内の児童管理にあたる。連絡担当・・・教頭（自宅、枚方警察、最寄り駅等へ連絡）

ニ) 第三次行動（広域捜査）

本部・・・学校（校長、PTA 他）

連絡・・・教頭（市教委、PTA、自治会）

捜査・・・数名の残留職員以外全員で当たる 捜査区域分けは第二次捜査に追加

◎児童の動員は、必要に応じて担任の指導の下におこなうが、基本は大人による捜査とする

②学校管理下外での行方不明時

イ) 第一次（判明後1時間以内）

保護者－担任－学校（学校施設管理委員）－校長・教頭 → 学年、PTA会長

ロ) 第二次（第一次調査1時間後）

担任（不在時、管理職）－管理職－全職員へ－PTA・自治会・警察

ハ) 第三次

全職員出勤（市教委－教頭）、PTA「会長－役員－委員－同クラス保護者と連絡（警察－保護者）」

(8)対応【事件発生時】

A. 下校前の事件発生

①地域連絡

・地域連絡網

（学校→PTA 本部→生活指導部→各家庭）

・緊急メール配信

②集団下校

（教員が地区毎に引率）

③児童の下校完了

B. 登校前の事件発生

①地域連絡

・地域連絡網

（学校→PTA 本部→生活指導部→各家庭）

・緊急メール配信

②集団登校

（教員が地区毎に迎え引率）

③児童の登校完了

C. 下校時の事件発生

①地域連絡

・地域連絡網

（学校→PTA 本部→生活指導部→各家庭）

・緊急メール配信

連絡を受けたら

・連絡をまわす

・地図を確認のうえ自宅から近い危険箇所
に行って子どもたちの下校を見守る。

連絡を受けたら

・連絡をまわす

（自宅待機の場合）

・次の連絡を待つ

（集団登校の場合）

先生が来るまで子どもたちを見守る。また、
学校までの引率ができる保護者は、そのときの状況に応じて対応。

連絡を受けたら

・連絡をまわす

・自分の子どもの安全確保した上で近所や
危険場所のパトロールをして、子ども
たちが遊んでいれば帰宅を促す。

(9)対応【風水害時】（非常変災時における措置について）

「午前7時現在の判断について」

- ①午前7時に、枚方市に「特別警報」が発表されている場合、臨時休校です。（留守家庭児童会も休室）
- ②午前7時に、枚方市に「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」「大雨警報」のいずれかが発表されている場合、午前9時まで自宅待機とする。
- ③午前7時以降、午前9時までに、上記②の警報が解除になった場合、午前9時まで自宅待機とする。
- ④午前7時以降、児童が自宅を出るまでに上記②のいずれかの警報が発表された場合についても、午前9時まで自宅待機とする。
- ⑤午前7時以降、児童が自宅を出てから、登校までの間に上記②のいずれかの警報が発表された場合、児童自身での判断は難しいことを踏まえ、集団登校で学校まで登校することを基本とする。その際、危険箇所発生等も想定し、教職員による巡視を行う。保護者の方々には可能な限り、登校の様子を見守っていただく。その後、登校後に警報が発表された場合の対応（下記）とする。
- ⑥上記①～③の場合、上記内容でまなびポケットで連絡を行うことを基本とする。（上記④と⑤の場合、状況に応じ、適切にまなびポケット連絡）

「午前9時現在の判断について」

- ①枚方市に発表されていた「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」「大雨警報」が、午前7時から午前9時までの間に解除された場合、第2校時（2限）より授業を行う。保護者に集団登校の集合場所に「午前9時10分」に集合し、登校できるように配慮してもらう。当日の授業時間を変更し、2限より授業を行う。給食は実施。また、通常下校を基本とする。（留守家庭児童会については通常開室。）
- ②午前9時に上記①のいずれかの警報が発表中の場合、引き続き自宅待機とする。
- ③午前9時以降、午前10時までに、①の警報が解除になった場合、午前10時まで自宅待機とする。
- ④上記①～③の場合、まなびポケットで連絡を行うことを基本とする。

「午前10時現在の判断について」

- ①枚方市に発表されていた「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」「大雨警報」が、午前9時から午前10時までの間に解除された場合は、第3校時（3限）から授業を行う。保護者に集団登校の集合場所に「午前10時10分」に集合し、登校できるように配慮してもらう。当日の授業時間を変更し、3限より授業を行う。給食の実施は、なし。4限終了後の午後0時15分頃に下校。また、通常下校を基本とする。（留守家庭児童会については、午後0時15分に開室、弁当が必要。）
- ②午前10時に上記①のいずれかの警報が発表中の場合、臨時休校。（留守家庭児童会の登室は待機の状況。）
- ③上記①②の場合、上記内容でまなびポケットによる連絡を行うことを基本とする。
- ④午前10時以降、午前11時までに①の警報が解除になった場合、留守家庭児童会は午後1時15分に開室。
- ⑤午前11時に①のいずれかの警報が発表中の場合、留守家庭児童会は休室。

「登校後に各警報が発表された場合について」

- ①枚方市に「特別警報」が発表された場合は、学校待機とし、保護者の方に迎えに来ていただく（保護者引き渡し）対応とする。（留守家庭児童会については、臨時休室。）
- ②枚方市に「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」「大雨警報」が発表された場合も学校待機とし、保護者の方に迎えに来ていただく（保護者引き渡し）対応とする。（留守家庭児童会については、臨時休室。）
- ③上記①②の場合、上記内容を保護者の方へのお願い等を、まなびポケットにて連絡を行う。

「その他」

- 各警報発表により、臨時休校となった場合、翌日の持ち物等については、その曜日の時間割を確認してもらい、該当教科の教科書等を持たせてもらうようにする。（時間割通りの設定を基本とする。）
- 留守家庭児童会室の対応等については、上記までに記載分以外についても、日時によって別の対応等があり、児童を留守家庭児童会に登室をさせている保護者には、別途、留守家庭児童会からのお知らせ等を必ず確認してもらうようにする。（オープンスクエアも中止）
- 落雷発生時（近くで雷鳴が聞こえ、頭上に発達した黒雲が発生した場合）については、登校時の場合、自宅で待機後、雷鳴等がなくなってから登校させるように保護者をお願いをする。また、下校時の落雷発生時についても、学校待機とし、下校時間を変更する場合があることを保護者に伝える。（まなびポケットによる連絡）

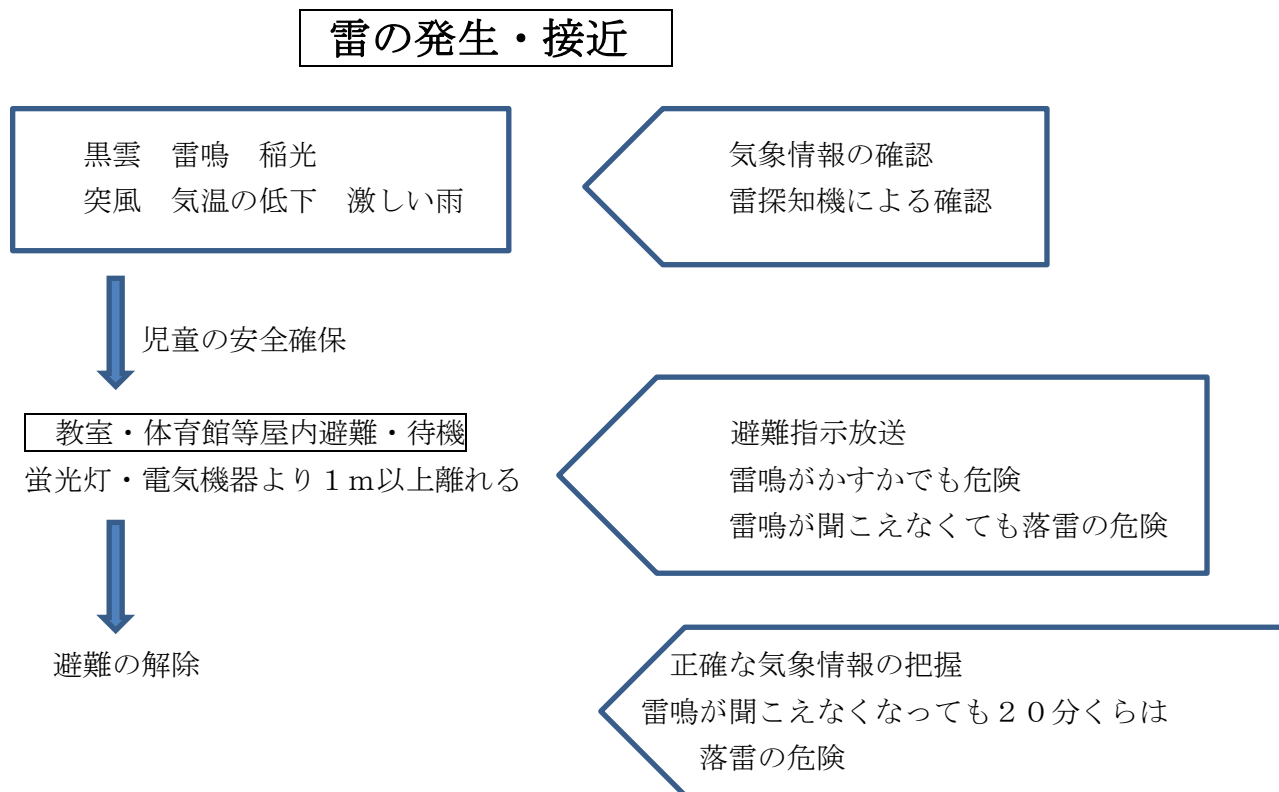
(10)対応【落雷事故未然防止】

落雷事故を未然に防ぐために

1 気象情報の収集

- ・日頃より気象情報に注意し危険性を察知
- ・運動場等、屋外へ出るときは雷雲、雷鳴の確認を徹底

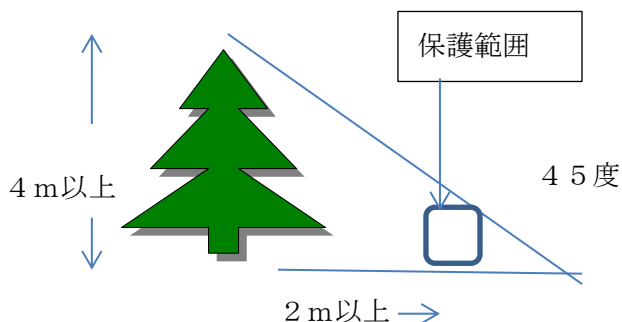
2 雷が発生した場合



3 屋外活動（キャンプ等）

- ・施設関係者との綿密な連携
- ・下見等での地理的な条件等の把握

- ・広い場所での中央付近は危険
 - ・樹木の付近は側撃を受ける可能性が高いため直ちに2m以上離れ、その後安全な場所に避難する。
- ※側撃 落雷を受けた物体あるいは人から放電して被害を受けること。



4 救急処置

- ・落雷による被害は呼吸停止・心拍停止



迅速な応急手当、救命処置 CPRの開始 AEDの使用
救急搬送の実施 119番通報
※救命救急マニュアルに従う

5 資料関係

- ・雷の電流は一般家庭の数百から数百万倍
- ・雷の直撃を受けると80%以上死亡
- ・橋の下、避雷針あるいは高い物体の保護範囲内は、緊急避難場所として活用できるが、落雷を受ける確立はゼロではないことを認識する
- ・雷に関する防災気象情報は「注意報」までで「警報」はない
- ・気象関係の情報収集
 - ★大阪管区気象台
 - ★日本気象協会
 - ★ウエザーニュース
 - ★気象庁レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）
 - ★その他

6 その他

- ・日頃より最新の気象学の知識の取得に努める
- ・平成25年6月より雷を察知する目安として「雷探知機」の職員室設置を行う。



(11) 対応【Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン】

I あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

1 幼児児童生徒等の避難方法や安全確保の方策

下記「Ⅱ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

2 幼児児童生徒等の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

Ⅱ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※ 幼児児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないように、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

1 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合 >

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。
行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

2 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外(約30km)または大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km)または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

Ⅲ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

1 Jアラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

在校・在園時	校舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、幼児児童生徒等の安全確保に努める
登校・登園前	自宅待機
登下校時	学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等を校舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校外・園外活動時	引率教員等は、幼児児童生徒等を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

2 状況別の臨時休業の取扱い等

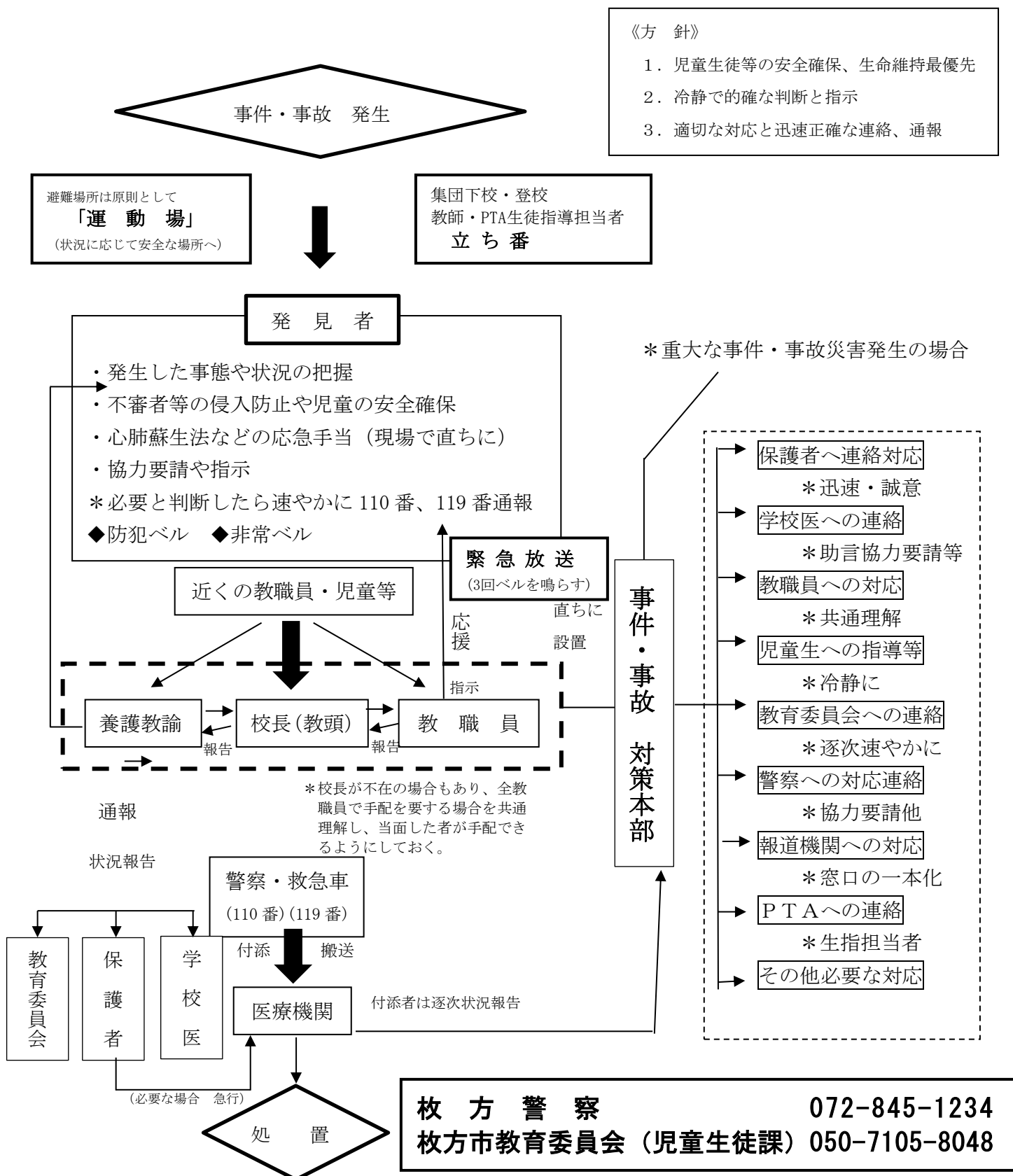
状況パターン	A	B	C	D
	領土・領海外に落下	日本の上空を通過	領土・領海に落下(Dを除く)	枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km)または大阪府域に落下
臨時休業の取扱い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在校・在園時	教育活動を再開			①原則として幼児児童生徒等を学校園で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する
登下校時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、児童生徒支援室まで報告すること			○学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等については、在校・在園時に準じた対応を行う
校外・園外活動時	安全確認後、校外・園外活動を再開			①幼児児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する

(12) 体育等活動における熱中症防止について

体育活動、学校開放、宿泊学習等を実施する際には、次に記す注意事項の徹底をする。

- 活動前後及び、活動中には「熱中症予防対策温湿度計」及び「熱中症指数モニター」を適宜確認し、環境条件の把握に努め、警戒以上の状況においては活動を中止するなど無理な活動はしないようにすること。
- 活動時間 30分に一度以上の水分補給を行うなど、状況に応じたこまめな水分補給を行うこと。
- 通気性の良い素材の軽装をしたり、帽子を被るなど、体の熱を逃がすようにして活動すること。

「重大事件事故発生時の救急及び緊急体制」



枚方警察 072-845-1234
枚方市教育委員会（児童生徒課） 050-7105-8048

Ⅲ 事後の危機管理

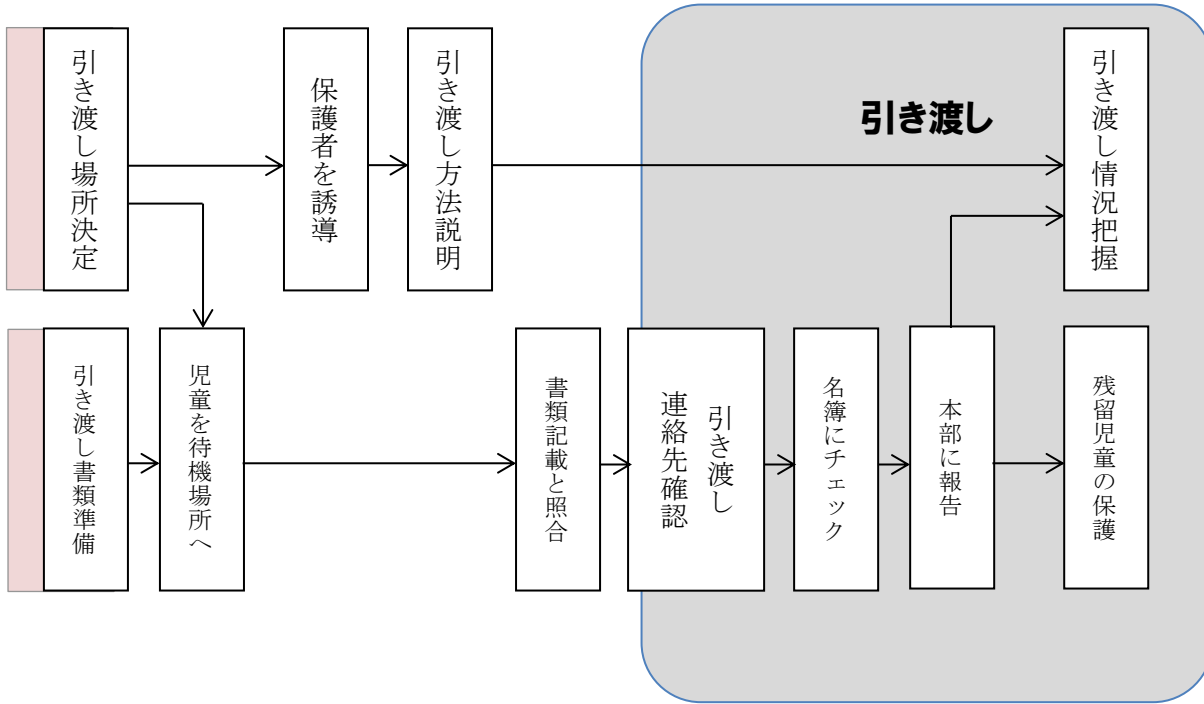
(1)対策本部の設置

状況に応じた臨機応変な対応を行う。

対策本部機能と業務内容

業務	役割	準備物	1 日目	2 日～3 日
校内 対策本部	連絡調整 非常持出物の搬出、保管 被災状況把握 記録の作成 校内放送等での連絡、指示 応急対策の決定 市対策本部との連絡 PTA との連絡調整 情報収集	緊急マニュアル 校内図 ラジオ ハンドマイク 懐中電灯 日誌 トランシーバ 携帯電話	外部からの問い合わせ 対応 関係機関への報告 教職員の体制指示 教職員の配置検討 関係機関からの情報収 集	外部からの問い合わせ 対応 避難場所の確定 ボランティア受け入 れ 連絡調整
安否確認 避難誘導	児童、教職員の安否確認 避難誘導 負傷者の把握 下校指導、待機児童の把握 行方不明の児童、教職員の報告	出席簿 行方不明者記入用紙	安全な場所への誘導 家庭への安全下校指導 待機場所確保 出勤者確認 教職員、家族の安否確認 児童の安否確認 児童の家庭の安否確認	外部からの安否問 い合わせ対応
安全点検 消火	初期消火 避難、救助活動支援 被害状況確認	消火器 ヘルメット ラジオ 手袋 被害調査表	消火活動 教室被害状況確認 水道、電気、ガスの確認 備蓄倉庫備品確認 校内の鍵の確保	備蓄品の搬出 必要備品の確保 地域の被害調査 被災状況確認
応急復旧	被害状況の把握 応急復旧に必要な機材の調達 機材の管理 危険箇所の管理 避難場所の安全確認	被害調査票 ヘルメット 校内図 ロープ 標識 バリケード等	教職員活動場所確保 管理室復旧	トイレ清掃 プールの水管理 ゴミ処理
救護	児童、教職員の救出、救命 負傷者確認 負傷者搬出 施設内点検	防災マスク 手袋 ヘルメット スコップ 工具類 トランシーバ 担架 毛布 AED	救助活動 危険箇所の応急処置	必要備品の確保
救急医療	養護教諭、救命救急経験者 医師等の確保 手当て備品確保 負傷者の保護と応急手当 関係医療機関との連携	応急手当備品 健康カード 担架 水 毛布 AED	応急手当備品確保 負傷者対応	救護所設置対応 医療機関との連携
保護者 連絡	引渡し場所の指定 身元確認 保護者への児童引渡し	引渡しカード 出席簿 クラス配置図	引渡し場所状況確認 保護者との対応	保護者との対応
避難所 協力	避難者名簿作成 緊急物資の受け入れと確認 ボランティア受け入れ 市、地域防災組織との連携し避 難所運営	校内鍵 バリケード ラジオ ロープ テープ 校内図	避難所開設準備 地域代表者との初動打 ち合わせ	救援物資の受領、仕 分け、配布、保管 避難者用必要物資の 調達 仮設トイレ設置 避難者数掌握 避難者名簿作成

(2)引き渡しと待機



緊急時の保護者の方等への引き渡しについて (令和8年度・枚方市立川越小学校) 学校で記入→ ()年(1)組()番()

記入いただいた個人情報は、枚方市個人情報保護条例に基づき、適正に保管・管理し、住所・連絡先等については緊急時の引き渡しのみを使用します。

- 本校在籍のお子さまそれぞれについて、ご記入・ご提出をお願いします。
- 緊急時の対応としては、天候に関する警報発表（各特別警報・暴風警報・暴風雪警報・洪水警報・大雨警報）の場合、地震（震度5弱以上）等の災害発生の場合、その他の緊急事態発生（不審者対応の場合等）を想定しています。また、お子さまが在学中の対応を想定しています。
- お子さまと同居の方や近隣居住の祖父母の方・親戚の方に迎えに来ていただくことを基本とさせていただきます。不都合の場合、近隣居住の方や他のお子さまの保護者の方に迎えに来ていただいたり、連れて帰っていただく予定にいただいても構いませんが、**それぞれ該当の方に事前に必ず了承をいただいた上でご記入をお願いします。（この用紙に名前等を記載されることも事前に必ず伝えておいてください。）**

児童について (お子さまの名前等)	(名前)		(住所)			⇔	<ul style="list-style-type: none"> ●迎えに来られた方に、きょうだいのお子さまと一緒に引き渡しをさせていただくこととします。 ●緊急時の対応となりますので、留守家庭児童会は閉室、また、オープンスクエアは中止となっている想定です。（すべてのお子さまを迎えに来ていただくご対応が基本となります。）
	枚方市						
	本校在籍のきょうだい① ()年 名前 ()	本校在籍のきょうだい② ()年 名前 ()	本校在籍のきょうだい③ ()年 名前 ()				

迎え(引き渡し)に来られる方のお名前等について (1) 同居されているご家族の方が迎えに来られる場合	お名前	お子さまとの続柄	連絡先番号(携帯電話等)	備考	⇔	<ul style="list-style-type: none"> ●それぞれ、①→②→③の順で迎えに来ていただける可能性が高い方のお名前等を記入してください。 ●迎えに来ていただく方については高校生の年齢以上の方をお願いします。 ●複数の方（2名の方、または3名の方）のお名前等をご記入ください。 ●迎えに来られる方（順番も）を変更される場合、お手数ですが、その都度、必ずご連絡ください。
	①					
	②					
迎え(引き渡し)に来られる方のお名前等について (2) 同居されていない方が迎えに来られる場合にご記入ください。	お名前	お子さまとの関係	連絡先番号(携帯電話等)	備考	⇔	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年度より、枚方市に暴風警報・暴風雪警報・洪水警報・大雨警報が発表された場合、集団下校実施から保護者の方等に迎えに来ていただく対応に変更となっております。
	①					
	②					

職員室で保管し、年度末に裁断処分します。（引き渡し資料は、毎年度、記入していただきます。）（裏面・生活環境資料に関する別のご記入もお願いいたします。）

(3)心のケア

学校再開まで		学校再開から 1 週間	
	安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立		心身の健康状態の把握と支援活動
管 理 職	<ul style="list-style-type: none"> ア. 子どもの安否確認、被災状況、心身の健康状態の把握の指示(家庭訪問・避難所訪問) イ. 学校環境衛生検査の検討 ウ. 教職員間での情報共有 エ. 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり オ. 子どもの心のケアに向けての組織体制づくり カ. 心のケアの対応方針の決定と共通理解 キ. 地域の関係機関との協力体制の確立 ク. 保護者への健康観察の強化依頼 ケ. 緊急支援チームの受け入れ ☆. 障害や慢性疾患のある児童への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ア. 子どもの心身の健康状態の把握と支援活動の指示 健康観察の強化 質問紙調査等 家庭での様子調査 相談希望調査 臨時健康診断の検討 個別面談 教職員間での情報共有 医療機関等との連携 イ. 保護者への啓発活動実施の指示 健康観察強化 啓発資料の配布等 ウ. 安全、安心の確保への対応 被害の拡大、二次的被害の防止 エ. 教職員の心のケアに向けた組織体制づくり ☆. 障害や慢性疾患のある児童への対応 	継 続 支 援
養 護 教 諭	<ul style="list-style-type: none"> ア. 安否確認と心身の健康状態の把握 家庭訪問、避難所訪問 健康観察の強化 教職員間での情報共有 担任等との連携 イ. 保健室の状況確認と整備 ウ. 管理職との連携 エ. 心のケアに関する啓発資料の準備 ☆. 障害や慢性疾患のある児童への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ア. 心身の健康状態の把握 健康観察の強化 教職員間での情報共有 質問用紙、相談希望調査等 イ. 啓発資料の配布 ウ. 管理職との連携 エ. 心のケアに関する保健指導 オ. 健康相談 カ. 学校医、スクールカウンセラー、専門機関との連携 キ. 感染症の予防対策 ☆. 障害や慢性疾患のある児童への対応 	
学 級 担 任 等	<ul style="list-style-type: none"> ア. 安否確認と心身の健康状態の把握 イ. 家庭訪問、避難所訪問 児童の家庭の被災状況の把握 ウ. 学校再開へ向けての準備 学校内の被害状況、衛生状況の調査 安全確保 エ. 養護教諭との連携 ☆. 障害や慢性疾患のある児童への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ア. 心身の健康状態の把握 健康観察の強化 質問用紙、相談希望調査等 イ. 教職員間での情報共有 ウ. 保護者との連携 啓発資料の配布 家庭での健康観察強化の依頼 個別指導 エ. 養護教諭との連携 ☆. 障害や慢性疾患のある児童への対応 	
学 校 医 と カ ウ ン セ ラ ー	<ul style="list-style-type: none"> ア. 災害の概要把握と学校内の対応状況確認 イ. 児童のメンタルヘルスをめぐる緊急事態への見立て ウ. 教職員へのコンサルテーション エ. 児童や保護者への個別面談準備 オ. 養護教諭と協力して、心のケアの資料を準備 カ. 関係機関との連携に関するつなぎ役となる キ. 児童や保護者に対して <ul style="list-style-type: none"> ①個別面談 ②必要に応じて地域の専門機関への紹介 ク. 教職員に対して <ul style="list-style-type: none"> ①児童対応への助言とストレス対応研修 ②校内関係委員会に参加し、共通理解を図る ③教職員間での情報共有 ④個別支援 		

健康観察のポイント

ストレス症状の健康観察ポイント	
体の健康状態	心の健康状態
<ul style="list-style-type: none">・食欲の異常（拒食・過食）はないか・睡眠はとれているか・吐き気・嘔吐が続いていないか・下痢・便秘が続いていないか・頭痛が持続していないか・尿の回数が異常に増えていないか・体がだるくないか	<ul style="list-style-type: none">・心理的退行現象（幼児返り）が現れていないか・落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか・イライラ、ビクビクしていないか・攻撃的、乱暴になっていないか・元気がなく、ぼんやりしていないか・孤立や閉じこもりはないか・無表情になっていないか

急性ストレス障害（ASD）と外傷後ストレス障害（PTSD）の健康観察のポイント	
持続的な再体験症状	<ul style="list-style-type: none">・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック） 等
体験を連想させるものからの回避症状	<ul style="list-style-type: none">・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする・体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される（ボーっとするなど）・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等
感情や緊張が高まる 覚せい亢進症状	<ul style="list-style-type: none">・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない・物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、ささいなことや小さな音で驚く 等